

小規模企業基本法（仮称）の早期制定に係る要望

平成25年9月26日

福島県商工会議所連合会	会長	瀬谷俊雄
福島県中小企業団体中央会	会長	内池浩
福島県商店街振興組合連合会	会長	小河日出男
福島県商工会連合会	会長	轡田倉治

小規模企業基本法（仮称）の早期制定について

平素は、中小・小規模企業の育成・支援に特段のご理解、ご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては一部に改善の兆しがみられるものの、地方の中小企業が景気回復を実感できる状況には至っていないのが現状であり、中小企業がその活力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要であります。

とりわけ、小規模企業（従業員20人以下。商業・サービス業は5人以下）は我が国全421万社の内、企業数で87%、雇用の5分の1を占めており、日本経済・産業の基盤として重要な役割を担っておりますが、経営資源に乏しく、近年、企業数、従業員数とも大幅に減少しております。

中小企業基本法が制定されてから、半世紀にわたり種々の施策が講じられてきましたが、産業構造の変化、地域コミュニティの衰退などが大きな課題となっている現在、小規模企業により一層、焦点を当てた政策体系を整備していくことが不可欠な状況にあります。

このため、先般の通常国会において、中小企業基本法を改正し小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、基本理念と施策の方針を明確化（小規模企業の意義として「地域経済の安定と経済社会の発展」に寄与していることを明記）するなどの措置を講じた「小規模企業活性化法」（小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する法律）が成立いたしました。

今後は、この趣旨を具現化するための抜本的な小規模企業対策の実行が確保されなくてはなりません。

つきましては、国に対する「中期的な小規模企業振興に係る基本計画策定の義務付け」や「小規模企業政策審議会」の設置などを盛り込んだ「小規模企業基本法（仮称）」の早期制定につきまして格別のご配慮をお願い申し上げます。